

《福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売》

事業実施に当たっての留意事項について ～H30実地指導の状況等～

① 福祉用具専門相談員について【貸与・販売】

1 福祉用具専門相談員の員数（人員に関する基準）

常勤換算法で、2以上

2 福祉用具専門相談員の資格要件

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、指定講習修了者、適格講習修了者

○福祉用具専門相談員指定講習会

平成31年度に山口県内で開催が予定されている福祉用具専門相談員指定講習会については、随時「かいごへるぷやまぐち」に掲載しますので御確認ください。

※ 受講の際には受講料が必要となりますので御留意ください。

【適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等】

- 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具（特定福祉用具）に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

● お知らせ

山口県では、毎年、福祉用具・住宅改修の研修を行っており、平成31年度についても、「福祉用具・住宅改修研修」を開催することとしています。

開催要綱等の詳細については、平成31年4月頃に「かいごへるぷやまぐち」及び「山口県社会福祉協議会」のホームページに掲載する予定です。

※本研修は、福祉用具専門相談員指定講習とは異なります。

＜福祉用具・住宅改修研修＞

開催日：2019年7月11日（木）～7月12日（金）（2日間）

会場：山口県セミナーパーク 社会福祉研修棟

定員：40名程度

② 基本方針【貸与・販売】

福祉用具貸与・販売の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

(ポイント)

介護保険における福祉用具は、「便利だから」利用するというものではなく、利用者の心身の状況に応じ、必要と判断された場合に利用できるサービスです。

③ 福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具を貸与・販売する事業所では、福祉用具サービスの効果的な活用によって利用者の生活の質を高めることを目的に、平成 24 年 4 月から利用者ごとに個別サービス計画（「福祉用具サービス計画」）の作成が義務づけられています。

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るため、今後も、厚生労働省作成（平成 26 年 4 月 14 日付け報道発表）の「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

また、他の居宅サービス等の内容変更により生活環境等に変化が生じた場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更してください。

福祉用具サービス計画の作成にあたっては、利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、内容に変更があった場合でも、作成した計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付してください。

なお、平成 30 年度介護報酬改定において、利用者に交付する福祉用具サービス計画を、利用者に係る介護支援専門員にも交付することが義務づけられましたので、ご留意ください。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

④ 福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドラインおよび福祉用具サービス計画書の様式について【貸与】

平成 30 年度介護報酬改定において、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すことを目的として、福祉用具専門相談員に以下の内容が義務づけられました。

- 1、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 2、利用者に交付する福祉用具サービス計画を、利用者に係る介護支援専門員にも交付すること。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 3、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。（平成 30 年 10 月 1 日施行）

これらを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインを作成し、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や様式の活用方法、記載上の留意点を示しています。

福祉用具専門相談員は、適正かつ円滑な制度の施行に向けて、当該ガイドライン及び様式をご活用いただきますようお願いします。

なお、福祉用具サービス計画書の様式は任意となっているため、当該様式の使用を強制するものではありませんが、各事業所で定めた様式を使用する場合も、当該様式を適宜参考にしてください。

掲載先：一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

①様式

http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

②ガイドライン

http://www.zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf

③「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具貸与に係る機能や価格帯の異なる複数商品の提示等に当たっての
説明様式・ガイドラインについて（情報提供）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与については、利用者が適切な商品を選択する観点から、福祉用具
専門相談員が機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者
に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付するといった取組が
本年4月から実施されているところです。

あわせて、本年10月からは、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、
当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとしています。

これらを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、「福祉用具の
適切な貸与に関する普及啓発事業」（平成29年度老人保健健康増進等事業）にお
いて、複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインを作成しました。

つきましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いた
だくとともに、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、御活用いただきますよう願
いします。

<掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>

- ① 説明様式
(http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
- ② ガイドライン
(http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
- ③ 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）では、平成30年度の制度改正を受けて、「ふくせん福祉用具サービス計画書」を、図1の基本情報、選定提案、利用計画の3点として運用することにより、より質の高い福祉用具サービスを提供し、利用者が自立支援と状態の悪化防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、支援が行われています。



図1 「ふくせん福祉用具サービス計画書」の3点

なお、福祉用具の支援プロセスにおける選定提案の位置づけは、図2のとおりです。

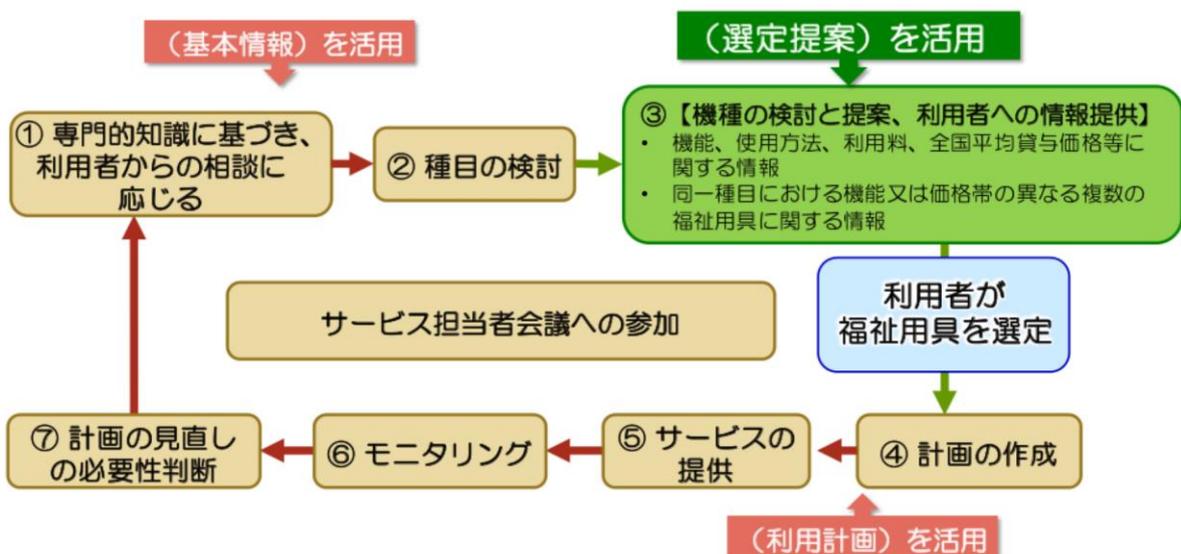


図2 福祉用具の支援プロセスにおける（選定提案）の位置づけ

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)

管理番号	
作成日	
福祉用具 専門相談員名	

フリガナ	性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様	M・T・S 年 月 日			～
住所				TEL	
居宅介護支援事業所				担当ケアマネジャー	

相談内容	相談者	利用者との続柄	相談日
ケアマネジャーとの 相談記録			ケアマネジャー との相談日

身体状況・ADL (年 月) 現在

身長	cm	体重	kg
寝返り	<input type="checkbox"/> つかまらな い いで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつか まれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> できない
起き上がり	<input type="checkbox"/> つかまらな い いで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつか まれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> できない
立ち上がり	<input type="checkbox"/> つかまらな い いで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつか まれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> できない
移乗	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
座位	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 自分の手 で支 えら ば 可 能	<input type="checkbox"/> 支えてもら え ば 可 能 <input type="checkbox"/> できない
屋内歩行	<input type="checkbox"/> つかまらな い いで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつか まれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> できない
屋外歩行	<input type="checkbox"/> つかまらな い いで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつか まれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> できない
移動	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
排泄	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
入浴	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
食事	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
更衣	<input type="checkbox"/> 自立 (介助なし)	<input type="checkbox"/> 見守り等	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
意思の伝達	<input type="checkbox"/> 意思を他 者 に 伝 達 可 能	<input type="checkbox"/> と き ど き 伝 達 可 能	<input type="checkbox"/> ほ と ん ど 伝 達 可 能 <input type="checkbox"/> 伝達でき ない
視覚・聴覚			

疾病	
麻痺・筋力低下	
障害日常生活自立度	
認知症の日常生活自立度	
特記事項	

介護環境	
家族構成/主介護者	
他のサービス 利用状況	
利用している 福祉用具	
特記事項	

意欲・意向等	<input type="checkbox"/> 利用者から確認できた <input type="checkbox"/> 利用者から確認できなかった
利用者の意欲・意向、今困っていること(福祉用具で期待することなど)	

居宅サービス計画

利用者及び家族の生活に対する意向	利用者 家族
総合的な援助方針	

住環境

<input type="checkbox"/> 戸建
<input type="checkbox"/> 集合住宅 (階)
(エレベーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
例: 段差の有無など

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)

管理番号

フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
居宅介護 支援事業所					担当ケアマネジャー	

生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)	福祉用具利用目標

選定福祉用具(レンタル・販売) (/ 枚)

品目 機種(型式)	単位数	選定理由
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

留意事項

<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 <input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 <input type="checkbox"/> 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。	日付	年 月 日
	署名	印
	(続柄)代筆者名 ()	印

事業所名		福祉用具専門相談員	
住所		TEL	FAX

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)

管理番号	_____ (____ / ____ 枚)		
モニタリング実施日	____年	____月	____日
前回実施日	____年	____月	____日
お話を伺った人	<input type="checkbox"/> 利用者	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> 他(____)
確認手段	<input type="checkbox"/> 訪問	<input type="checkbox"/> 電話	
事業所名	_____		
福祉用具専門相談員	_____		
事業所住所	_____		
TEL	_____		

フリガナ	_____	居宅介護支援事業所	担当 ケアマネジャー
利用者名	_____様	要介護度	認定期間 _____

福祉用具利用目標	目標達成状況	
	達成度	詳細
1	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
2	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
3	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
4	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用 開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
				<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	

利用者等の変化					
身体状況・ADL の変化	<input type="checkbox"/> なし		介護環境① (家族の状況)の 変化	<input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり	
意欲・意向等の 変化	<input type="checkbox"/> なし		介護環境② (サービス利用 等)・住環境の 変化	<input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり	

総合評価		
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	<input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり	

次回実施予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

⑤ 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するという観点から、平成 30 年 10 月以降、福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなりました。（全国平均貸与価格については厚生労働省 HP にて公開）

また、平成 30 年 10 月以降の貸与分について、商品ごとの貸与価格の上限設定が行われています。

貸与価格の上限設定については、次のとおりです。

- 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1 標準偏差（1SD）」を上限とする。
- 平成 31 年度以降、新商品についても、3 ヶ月に 1 度の頻度で同様の取扱いとする。
- 公表された全国平均価格や設定された貸与価格の上限については、平成 31 年度以降も、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う。
- 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うにあたっては、月平均 100 件以上の貸与件数がある商品について適用する。

（留意事項）

① 介護給付費請求について

平成 30 年 10 月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されません。

② 商品コードの記載について

貸与価格の上限が設定された商品について、商品コードに変更が生じた場合（例えば、福祉用具届出コードを有する用品が TAIS コードを取得した場合など）、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されます。

※ 平成 30 年 4 月 17 日付け事務連絡で、厚生労働省発出の「平成 30 年以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」を参照してください。

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号）及び「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）でお知らせしたとおり、平成 29 年 10 月貸与分から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところです。

平成 29 年 9 月 30 日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成 29 年 10 月 19 日事務連絡）でお知らせしたところですが、平成 30 年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品を含む。）についても同様に、介護給付費明細書に商品コードを記載いただくことが必要となります。

今般、下記のとおり、平成 30 年度以降の商品コードの付与・公表に係る手続等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品コードの付与について

(1) T A I S コードについて

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I S コードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を御確認の上、

必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 福祉用具届出コードについて

T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となりますので、別紙「福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」利用の手引き」(公益財団法人テクノエイド協会)を御確認の上、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

(3) 現在使用されている暫定的な商品コードの取扱いについて

現在、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」の使用を可能としていますが、介護給付費明細書に記載できる暫定的な商品コードについては、平成30年5月貸与分までとします。平成30年6月貸与分以降、暫定的な商品コードを記載した場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、該当する商品については、本年5月10日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードを取得いただきますようお願いいたします。

2 商品コードの公表について

いずれの商品コードについても、原則、毎月10日までに受け付けた申請は、翌月1日に付与し、同日、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで一覧を公表することとします。

また、平成30年4月2日時点の商品コード一覧については、現在、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで公表しており、5月1日以降についても、毎月更新することとします。

3 商品コードの介護給付費明細書への記載について

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、上記2により公表された商品コードを御確認の上、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、実際に貸与する月に付与・公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

(注) 商品コードの変更が生じた商品について

当月(新たに商品コードが付与・公表された月)の介護給付費明細書には変更前の商品コードを記載し、新たに付与・公表された商品コードは翌月の介護給付費明細書から記載いただきますようお願いいたします(例えば、

従来届出コードが付与されていた商品について、11月1日にT A I Sコードが付与された場合は、11月（10月貸与分）の介護給付費明細書には届出コードを記載し、12月（11月貸与分）以降の介護給付費明細書にはT A I Sコードを記載いただきますようお願いいたします。）。

また、「月遅れ分」として請求する場合は、実際に貸与した月に付与・公表されていた商品コードを介護給付費明細書に記載いただきますようお願いいたします。

4 その他

本年7月を目途として、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定しています(貸与件数が月平均100件未満の商品を除く。)

また、公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分から適用することとしていますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

⑥ 福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全性を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者名、製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行うようお願いいたします。

(参考)

- 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<http://www.jaspa.gr.jp/>
- 日本福祉用具評価センター（JASPEC）ホームページ
<http://www.jaspec.jp/>
- 経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
- 消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

⑦ 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】

特養等の介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為があげられます。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（身体拘束ゼロへの手引きから抜粋）

※ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの際などに利用者の居宅を訪れることが想定されるため、その際に身体拘束が行われていないかという視点にも留意の上、利用者の状況を確認するようお願いします。

H30 実地指導の状況（福祉用具）

【運営基準】

1. 運営規程と重要事項説明書で記載内容が異なる箇所（従業員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、交通費等）があるので、整合を図るとともに、必要に合わせて運営規程の変更届を提出すること。
2. 運営規程に定める通常の事業の実施地域を実態に合わせて変更し、運営規程の変更届を提出すること。
3. 平成30年8月から一定以上所得者の介護保険の自己負担に3割が追加となったが、運営規程の記載が1割または2割となっている事業所が見受けられたので、速やかに運営規程の変更届を提出すること。併せて重要事項説明書の記載も変更すること。
4. 利用者の受給資格等の確認については、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。また、確認を行った際は、被保険者証の写しを保管するか、確認を行ったことが分かるよう記録を残しておくこと。
5. 従業員の秘密の保持について、従業員でなくなった後においてもその効力を有する旨を雇用契約等に明記するなど、必要な措置を講じること。
6. 月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別及び管理者との兼務関係等を記載すること。
7. 福祉用具の保管又は消毒の委託契約が変更された場合は、変更契約書を提出すること。受託事業者の業務の実施状況について定期的に確認しその結果等を記録すること。
8. 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる事項を掲示すること。

9. サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないため、サービス担当者会議への出席やサービス担当者会議の記録を入手・保管をすること。

10. サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合に備えて、当該家族(代表者)の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。また、個人情報同意書には、本人、代理人、及び家族(代表者)の欄を設けること。

11. 指定福祉用具貸与事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

12. 指定福祉用具の提供に当たっては、同一の種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならない。また、必要に合わせて運営規程の変更届を提出すること。※平成30年4月施行。

13. 指定福祉用具の提供に当たっては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等に関する情報を利用者に提供しなければならない。また、必要に合わせて運営規程の変更届を提出すること。※平成30年10月施行。

14. 軽度者への福祉用具貸与については、認定調査の結果又は保険者の文書等により確認を行うこと。

15. 利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成すること。福祉用具販売もある場合は、一体として作成すること。

16. 福祉用具貸与計画（又は特定福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、作成した福祉用具貸与計画（又は特定福祉用具販売計画）を利用者に交付し、あわせて利用者に係る介護支援専門員にも交付すること。また、必要に合わせて運営規程の変更届を提出すること。※介護支援専門員への交付は、平成30年4月施行。

17. 福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行うこと。また、モニタリングの結果記録（モニタリングシート）を作成し、保管すること。

◎ 福祉用具貸与 Q&A

《 国 Q&A 》

【貸与】機能や価格帯の異なる複数の商品の提示について

問130

機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)平成30年3月23日) P72)

(答)

例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えありません。

《 県に寄せられた Q&A (H30 年度受付分から一部抜粋) 》

【貸与】機能や価格帯の異なる複数の商品の提示について

質問

入院により引き上げていた商品を、退院にあわせて利用者のご自宅に再搬入する場合、利用者の状況が入院前と変化がなく、同じ商品を希望されているような場合であっても機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が必要か。

(答)

福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示することとされています。したがって、アセスメントの結果、利用者の状況に変化がない場合であっても、従前から貸与している福祉用具に加えて複数の商品を提示すべきと考えます。

【貸与】貸与価格の上限設定に伴う貸与価格変更手続きについて

質問

貸与価格の上限設定に伴い貸与価格に変更があった場合、利用者あてに貸与価格の変更については通知を行うが、貸与価格の変更のみで同じ商品を貸与する場合であっても、サービス計画の作成が必要か。

(答)

福祉用具サービス計画に、最低限記載する必要があるとされている事項は、

- 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(H24.3.16付け介護保険最新情報Vol.267

「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」参照)

であることから、福祉用具の機種に変更がない場合は、サービス計画の作成は不要です。

ただし、利用料については、重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項であることから、変更が生じた際には、変更後の料金でのサービス提供開始前に利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得ておく必要があります。

【貸与】通所介護施設での歩行器の使用について

質問

特殊寝台（付属品を含む）を使用している利用者（起床時はふらつきがあるため、車いすを使用している利用者）が、通所介護のサービスを受けるにあたり、通所介護施設で使用するための歩行器をレンタルすることは可能か。

(答)

福祉用具貸与は、要介護者が居宅において当該福祉用具を使用し、自立した日常生活を営むことを目的としています。よって、居宅でも利用している歩行器を通所介護施設に持ち込み、利用するのであれば貸与可能ですが、通所介護施設のみでの利用は給付対象外となります。

【貸与】歩行器の複数使用について

質問

1階と2階で過ごす時間が半々の利用者について、パーキンソン病を患っており、歩行状態の変動が激しく、独歩が可能な時であれば、歩行器が必要な時もある。(階段の昇降は、手すりを持って自力で可能な状態。) 1階と2階の両方で歩行器が必要な状態の時もあるが、1台での利用は利用者とその家族に大きな負担となるため、1階用、2階用として2台レンタルすることは可能か。

(答)

可能であると考えます。ただし、個別具体的な状況をみながら、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより慎重に判断される必要があります。

【貸与】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について

質問

介護ベッドにおいて、利用者が降りる方向の頭側と足側にサイドレールを1本ずつ設置する場合(反対側は壁になっており、降りることはできない場合)、利用者が降りられるスペースを確保したとしても、身体拘束に当たるのか。また、レンタル手すりと同様に設置した場合も、身体拘束に当たるのか。

(答)

貸与、販売に関わらず、サイドレールを取り付けた場合に、利用者が完全に自分で降りられない状態ではなく、スペースを確保することにより、自分で降りることが可能であれば、身体拘束に当たらないと考えます。

なお、利用者が自分で降りられない状態(身体拘束)かどうかは、柵の本数によるものではなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。

つまり、同じタイプのサイドレールを同じ様に設置すれば問題ないということではなく、あくまでも各利用者の心身の状況に応じて判断する必要があります。